

○経済産業省令第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、及びゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の規定に基づき、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和五年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

様式第 2 (第 4 条関係)

保証委託契約届出書

[署名]

1. ・ 2. [署名]

3. 施設の開設に係る工事に関する法令に基づく
許可等の処分

許可等の処分に係る 該当条項	処分があつた日 及びその処分の 番号	処分権者
[署名]	[署名]	[署名]

様式第 2 (第 4 条関係)

保証委託契約届出書

[署名]

1. ・ 2. [署名]

3. 施設の開設に係る工事に関する法令に基づく
許可等の処分

許可等の処分に係る 該当条項	処分があつた日 及びその処分の 番号	処分権者
[署名]	[署名]	[署名]

<u>宅地造成及び特定</u>		
<u>盛土等規制法</u>		
<u>第 1 2 条第 1 項</u>		
<u>第 3 0 条第 1 項</u>		
[略]		
[略]		
様式第 7 (第 14 条関係)		
[略]		
(記載上の注意)		

<u>宅地造成等規制法</u>		
<u>第 8 条第 1 項</u>		
[略]		
[略]		
様式第 7 (第 14 条関係)		
[略]		
(記載上の注意)		

1. ～ 3. [留] 4. 保証委託契約書の写しを一部添付すること。 【施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分】 [留] 【<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条第 1 項、第 30 条第 1 項</u>】 【処分があつた日及びその処分の番号】 【処分権者】 [留]	
---	--

[留]

1. ～ 3. [留] 4. 保証委託契約書の写しを一部添付すること。 【施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分】 [留] 【<u>宅地造成等規制法第 8 条第 1 項</u>】 【処分があつた日及びその処分の番号】 【処分権者】 [留]	
---	--

[留]

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。